

越谷市RPA導入・移行支援及び運用サポート業務委託
公募型プロポーザル審査選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 越谷市RPA導入・移行支援及び運用サポート業務委託の契約業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、越谷市RPA導入・移行支援及び運用サポート業務委託公募型プロポーザル審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、越谷市RPA導入・移行支援及び運用サポート業務委託公募型プロポーザルに関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 提案書等の提出された書類の審査
- (2) プレゼンテーション等の評価及び契約候補者の選考
- (3) その他契約候補者の選考に関し必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、行政デジタル推進課を中心とする別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 選定委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、行政デジタル推進課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 選定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、

意見等の聴取を行うことができる。

(審査結果の公表等)

第7条 選定委員会における審査の結果は、委託業者を選考した後に当該業者に通知するとともに、本業務の契約締結後に公表する。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、行政デジタル推進課において処理する。

(その他)

第9条 選定委員会は、当該プロポーザルにおいて、要求水準を満たす提案がなかった場合、契約候補者の選考を行わない。

2 参加者が1者の場合であっても、要求水準を満たす提案であれば、その者を契約候補者として選考する。

3 この要綱に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月13日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	備考
総合政策部行政デジタル推進課 課長	委員長
総合政策部行政デジタル推進課職員（2名）	委員
財務部市民税課職員	委員
財務部収納課職員	委員